

# 第1章 基本的な考え方

「あきる野市環境基本計画<sup>\*</sup>」の目的や位置付け、また、基本方針、推進主体及び進行管理など、基本的な考え方についてまとめました。

## 1 策定の背景

あきる野市は、都心から40～50km圏内に位置する、水と緑に恵まれた史跡の多い歴史あるまちです。奥多摩から連なる山々、緩やかな草花丘陵や秋川丘陵<sup>注1</sup>、また、秋川や平井川周辺の沖積低地と河岸段丘などの変化に富んだ地形が、私たちのまちの多様で豊かな環境をつくりだしています。



本市は、平成7年(1995年)9月1日に秋川市と五日市町の合併により誕生して以来、「新市建設計画<sup>\*</sup>」に基づく新しいまちづくりに取り組んできました。また、平成13年(2001年)4月からは、「あきる野市総合計画」(以下「総合計画」といいます。)に基づく「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げたまちづくりを進め、現在、人口約8万人になりました。

### 深刻化・多様化する環境問題

「環境の時代」といわれる21世紀を迎えた今、地域及び地球規模の環境問題はさらに深刻化・多様化しています。

戦後の高度経済成長と科学技術の発展は、私たちに便利で快適な生活をもたらしてくれた一方で、負の遺産ともいふべき産業公害に始まる様々な環境問題を招いてしまいました。特定企業に起因する産業公害は、厳しい規制と企業努力によって大きく改善されましたが、1960年代からの都市への人口集中、無秩序な開発等によって、都市・生活型公害といわれる自動車による大気汚染<sup>\*</sup>や生活排水による河川等の水質汚濁<sup>\*</sup>、自然破壊やごみ問題などが顕在化してきました。

あきる野市においても1960年代に都市化の波が押し寄せ、市街地の拡大が進みました。豊かな水と緑に恵まれてはいるものの、後継者不足等による森林や農地の継続的な

<sup>注1</sup> 学術書では「加住丘陵」と呼ばれている場合もありますが、この計画では親しまれている表記として、「秋川丘陵」を使用しています。

管理の行き詰まりや、人口の増加に伴うごみ問題のひっ迫、秋川や平井川の水量の減少や水質の変化、河川流域における豊かな自然環境の減少など、都市化に伴う様々な問題が生じつつあります。最近では、圏央道あきる野インターチェンジが開通するなど、交通の便が良くなった反面、環境負荷\*の増大が心配されます。

また、地球温暖化\*をはじめ、オゾン層の破壊\*、酸性雨\*、森林の減少\*、生物多様性\*の低下など、様々な問題が地球規模で生じています。平成17年(2005年)2月には、先進各国の温室効果ガス\*削減目標を定めた「京都議定書\*」が発効となり、温暖化防止に向けた国際的な取組がより一層進められています。

### 「持続的発展が可能な社会」づくり

このような環境問題を考えるに当たっては、人間が作りだした様々な化学物質による環境リスク\*をはじめ、人口問題や食糧問題、社会・経済問題が複雑に絡み合っていることを理解しなければなりません。また、環境問題の解決には、資源の有限性を理解しつつ、環境・経済・社会が好循環を生み出す“持続的発展が可能な社会の構築”が不可欠であることを前提に、すべての人々が、共通認識を持って取り組んでいかなければなりません。

このようなことから、国際社会では、この持続的発展が可能な社会を目指して、平成4年(1992年)にブラジル(リオ・デ・ジャネイロ)で地球サミット\*が開催され、温暖化防止をはじめとする環境保全の諸条約が採択されました。

### 「地球市民\*」としての自覚と責任ある行動の実践

わが国では、平成5年(1993年)に「環境基本法\*\*」を制定したことを皮切りに、国をあげて環境保全に取り組むこととなり、地方公共団体も、良好な環境の保全及び創造、さらには持続的発展が可能な社会の実現に向けて、計画的かつ総合的な取組を行っていくことが責務となってきました。

また、環境問題のどれ一つを取っても、誰かがやるだろうといった「対岸の火事」では済まない状況になってきており、一人ひとりが「地球市民」としての自覚を持ち、私たちから始めようという意識改革と行動の実践が急務といえます。

本市では、平成16年(2004年)3月に、環境の保全、回復及び創造に関する基本理念を定め、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例\*\*」(以下「環境基本条例」といいます。)を制定しました。今後は、この条例の基本理念に基づき、私たち一人ひとりが毎日の暮らしや事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくと同時に、自らの責任と互いの協働によって、環境を守り、回復し、持続的発展が可能な社会の構築を進めていくこととなります。

## 2

## 目的及び位置付け

「あきる野市環境基本計画」(以下「環境基本計画」といいます。)は、環境基本条例の基本理念を受け継ぎ、同条例第8条に基づいて策定されるものです。持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する施策の方向と具体的な展開方策などを示すとともに、市民(町内会・自治会、NPO\*など各種団体を含みます。)・事業者・市の各主体がとるべき行動を示すことを目的とします。

環境基本計画は、総合計画の環境分野を担う計画であり、あきる野市の環境行政の根幹をなすものとなります。策定・推進に当たっては、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」などの分野別の計画と調整して、整合を図っていくこととなります。

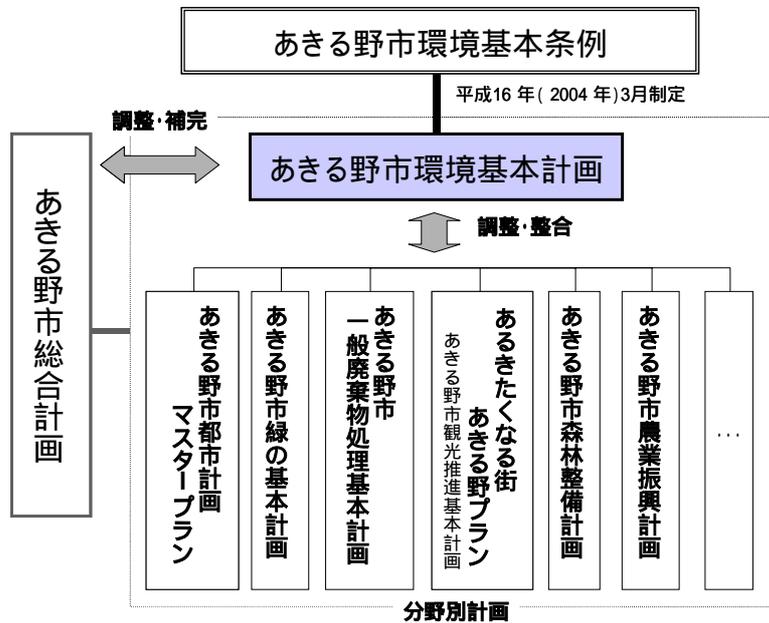


図 環境基本計画の位置付け

## 3

## 計画の基本方針と推進主体

あきる野市では、環境基本条例の基本理念に基づき、「市民・事業者・市の協働(連携・協力)によって、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現」を環境基本計画の基本方針とします。

したがって、環境基本計画の推進主体は、市民・事業者・市の三者となります。一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、「協働の原則」(97頁参照)に基づき、各主体の役割や特性を生かして、協働しながら取り組んでいくものとします。

【環境基本計画の基本方針】

市民・事業者・市の協働によって、豊かな自然と人とが共生できる  
持続的発展が可能な社会の実現

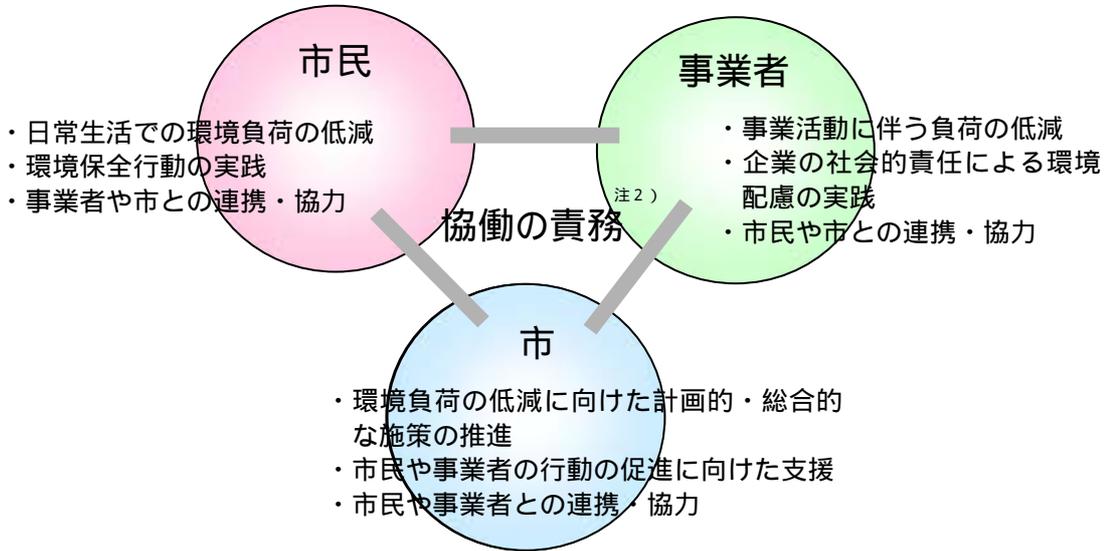


図 各主体の役割

## 4 計画の期間

環境基本計画は、平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成27年度(2015年度)までの10年間を計画期間とします。ただし、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据えた長期的な視野に基づく検討も行いました。

また、社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて、計画の見直し・改定を図ります。

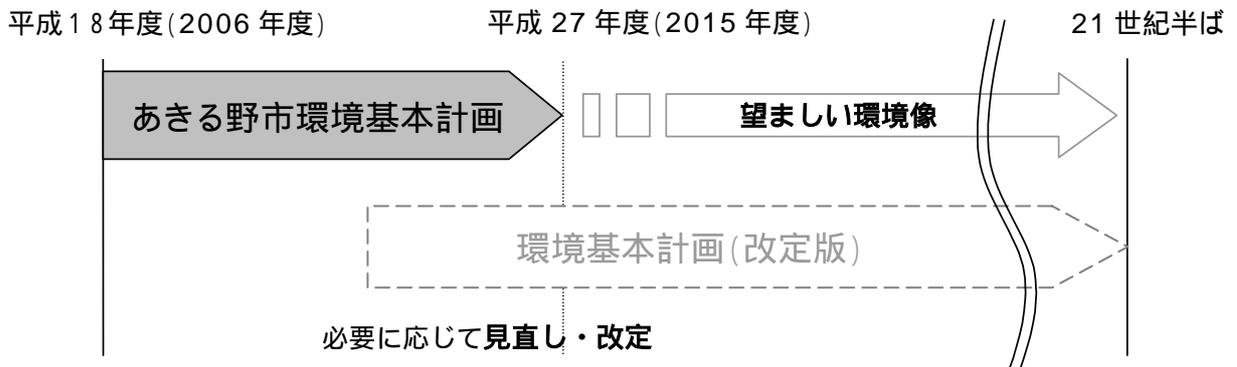


図 環境基本計画の期間

注2 環境基本条例第7条に、協働の責務として、「市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めるものとする。」と定められています。

## 5

## 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「エネルギー環境」といった地域及び地球規模の環境と、これらから恩恵を受け、また、影響を及ぼしている人間の活動や地域社会、まちづくりなどを含めた「人の活動」とします。

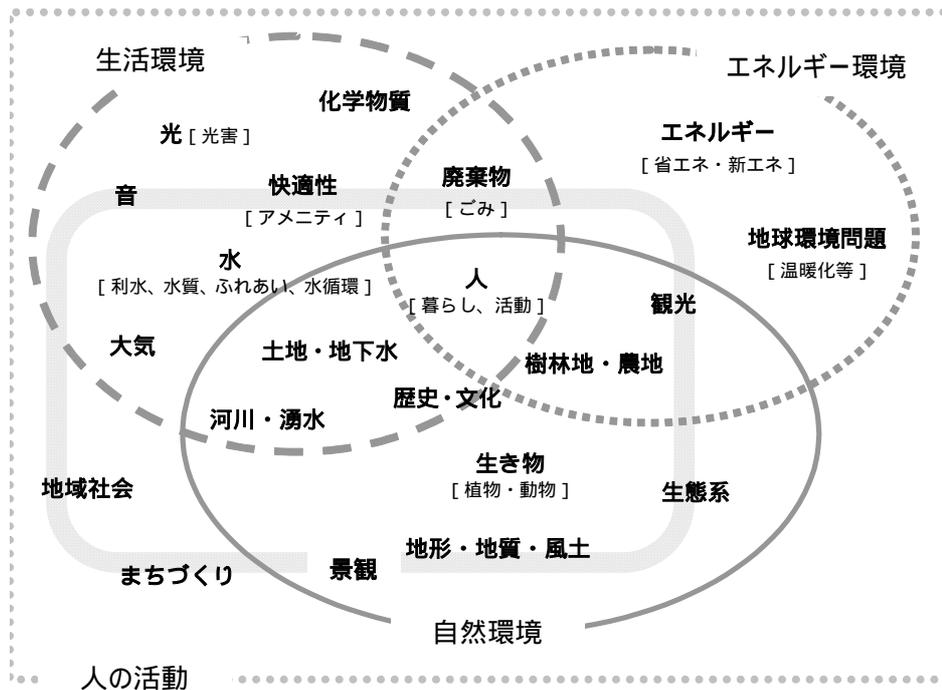


図 環境基本計画が対象とする範囲

## 6

## 計画の進行管理

計画策定後は、計画が着実に推進されているか、目標の達成に向けて順調に進んでいるかを、市民・事業者・市の三者が協働して、毎年、点検・評価していきます（第6章参照）。

点検・評価に当たっては、施策の進捗状況や各主体の行動の定着状況と共に、「望ましい環境像」及び「分野別の目標」などの達成状況について、分野ごとの指標・目標（100頁参照）を基に評価していきます。また、「基本方針」の実現度（持続的発展が可能な社会の実現度）についても、環境・経済・社会の3つの視点から評価していきます（96頁参照）。

さらに、点検・評価の結果や、社会情勢及び市内外での環境の変化等を見ながら、必要に応じて、指標や目標の見直し、また、計画等の見直しを図っていくものとします。

# 7 計画の構成

環境基本計画は、大きく次の6つの章で構成されます。

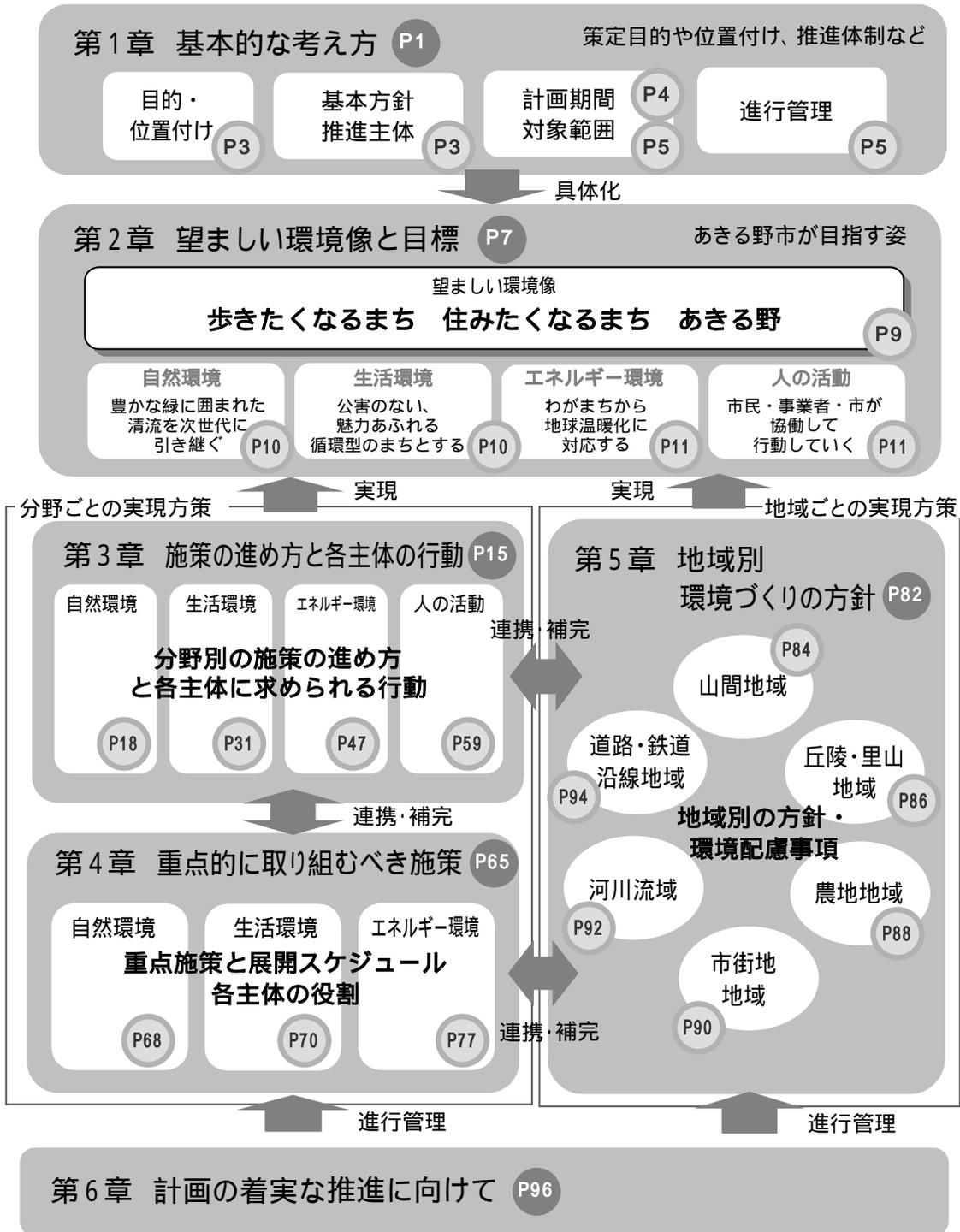


図 環境基本計画の構成